

主任介護支援専門員更新研修 受講要件・提出書類一覧表

受講要件		提出書類
<p>共通要件</p> <p>※全ての受講生が該当</p> <p>※①～③全てを満たす必要があります</p>	<p>共通① <u>主任介護支援専門員の有効期限が概ね2年以内（令和8年度・令和9年度・令和10年度）に満了する方。</u>（年度とは4月から翌年3月まで）</p>	<p>直前の「主任介護支援専門員研修」又は「主任介護支援専門員更新研修」の修了証の写し</p>
	<p>共通② <u>介護支援専門員に指導・支援等をした実践事例の提出ができる方。</u></p>	<p>本要件に係り、申込時において提出する書類はありません</p> <p>※事例の提出内容・方法は受講決定時にお知らせします。</p>
	<p>共通③ <u>介護支援専門員証の有効期間内に本更新研修が修了できる方。</u></p>	<p>介護支援専門員証の写し</p>

主任介護支援専門員更新研修 受講要件・提出書類一覧表

	受講要件	提出書類
<p>個別要件</p> <p>※①の1～⑤のいずれか1つを満たす必要があります</p>	<p>介護支援専門員に係る研修の講師やファシリテーターの経験者</p> <p>〔講師、ファシリテーターの経験範囲等〕（※1）</p> <p>(1) 都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体（各市町村の社会福祉協議会等）での実施経験</p> <p>(2) 一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会（愛介連）、愛知県社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）での実施経験</p> <p>(3) 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の各種職能団体（※2）、が実施する介護支援専門員向け研修の講師、ファシリテーターを務めた者で、研修実施機関の証明があり、研修実施機関が確認できたもの。</p> <p>（※1）「WEB（オンライン）研修」も可とする。なお、その際、下記要件を満たす必要がある。</p> <p>①開始から終了までの参加が証明できる仕組みと研修の評価を有するもの。</p> <p>②主催団体は、個別要件①の1の記載内容と同じとする。</p> <p>③原則として事前の申請をもとに検討する。</p> <p>④令和2年以降に実施されたものとする。</p> <p>（※2）各種職能団体について 一般法人、医療法人(病院)、学校法人（大学、専門学校等）も可とする</p> <p>&lt;講師の取り扱い&gt; 研修会の開催趣旨の説明担当者は講師とせず、研修会の内容についての講義を担当したものとす。複数名での分担による講義については、単元ごとに担当した内容で講師とする。確認書類として、講義資料のコピーを提出することとする。</p> <p>&lt;ファシリテーターの取り扱い&gt; 研修会の演習におけるファシリテーターにおいては、依頼された研修会の企画書、依頼状に加えて、ファシリテーター記録の提出をするものとする。また、「別紙ファシリテーター記録」を使用してファシリテーターの時間数を算出し提出するものとする。</p> <p>&lt;経験回数について&gt; 講師は1回以上、ファシリテーターは2単位以上の経験とする。 ファシリテーターについて：研修会におけるファシリテーターの時間を積算して、3時間で1単位とし、2単位以上の実績を必要とする。1回の研修会において180分に満たないものについては、複数回の研修会でのファシリテーターの時間を積算し合計の時間が分かるように提出する。</p> <p>&lt;対象期間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて主任介護支援専門員更新研修を受講される方 主任介護支援専門員研修修了年度の翌年度から今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日までとする。</li> <li>・2回目以降の主任介護支援専門員更新研修を受講される方 前回の主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日までとする。</li> </ul> <p>（注1）企画のみは受講要件としない。 （注2）愛知県以外で実施したものは、愛知県の基準に合致していれば受講要件として認める。 （注3）所属事業所や所属法人内での職員向け研修の講師やファシリテーターは受講要件としない。</p>	<p>様式 I - 1 「主任介護支援専門員更新研修 受講要件個別① - 1 証明書」（指定様式・HPからダウンロード）</p> <p>企画書・講師依頼書・研修案内状・カリキュラム等、本人の研修への関りが判る書類を添付</p> <p>ファシリテーターで申請される方は「別紙ファシリテーター記録」も提出</p>

主任介護支援専門員更新研修 受講要件・提出書類一覧表

受講要件		提出書類	
個別要件 ※①の1～⑤の いずれか1つを 満たす必要が あります	個別①の2	<p>介護支援専門員実務研修の実習受け入れを担当した主任介護支援専門員</p> <p>&lt;対象期間&gt; ・初めて主任介護支援専門員更新研修を受講される方 主任介護支援専門員研修修了年度の翌年度から今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日までとする。 ・2回目以降の主任介護支援専門員更新研修を受講される方 前回の主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日までとする。</p>	<p>様式 I - 2 「主任介護支援専門員更新研修 受講要件個別①- 2 証明書」 (指定様式・HPからダウンロード)</p> <p>研修実施機関に提出した「実績証明書」(写し)を添付</p>
	個別②	<p>地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者</p> <p>&lt;対象となる研修&gt; ※1 (1) 研修の基礎的要件 ア. 一つの研修として算定される時間数は3時間以上(常識的な休憩時間を含む) イ. 複数日にかかる研修の回数計算 → 一日が3時間以上でカリキュラム等の内容から研修機関が認めれば複数回として計算することができる。 ウ. 介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を習得するための法定外の研修で、介護支援専門員が受講者になっている。 エ. 介護支援専門員としての業務遂行のため必須とされている研修(認定調査員研修等)、地域ケア会議、業務を主とした連絡会、情報交換会、所属事業所や所属法人内での職場研修会は対象外。 (2) 研修実施機関 ア. 都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体(各市町村の社会福祉協議会等) イ. 一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会、愛知県社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会(他県ブロック及び県支部を含む)、日本ケアマネジメント協会 ウ. 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の種職能団体等(医師会、薬剤師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会等) エ. その他、上記の機関、団体に準ずるもので、主任介護支援専門員更新研修実施機関が適当と認めたもの</p> <p>(※1)「WEB(オンライン)研修」も可とする。なお、その際下記要件を満たす必要がある。 ①開始から終了までの参加が証明できる仕組みと研修の評価を有するもの。 ②主催団体は、個別要件①の1の記載内容と同じとする。 ③原則として事前の申請をもとに検討する。 ④令和2年度以降に実施されたものとする。</p> <p>※研修の開始から終了までの参加が証明できる仕組みの例 I 企画書を確認の上、30名程度の小規模なもので、開始時修了時に参加者の確認がとれるもの。 II 研修中に運営側が参加確認を行ったことがわかるもの。 III WEB上で、アクセスし、いつでも聴講できる研修(オンデマンド)については、全ての受講が確認できることが可能であれば検討する。 IV 事前申請の上、あらかじめ収録されたものを、少数で集合し受講する方法も、開始終了の参加の確認ができるものとして認めることとする。 ※研修の評価方法について:主催者の基準が明確であること(課題、提出物(単なる感想ではない)等、評価に用いる基準のわかるものを提出すること)。</p> <p>&lt;必要回数と対象期間&gt; 主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から主任介護支援専門員更新研修受講年度の前年度までの通算で平均して年4回以上(年度の数×4回、必ずしも年度ごとに4回以上でなくてもよい)</p> <p>&lt;他府県の研修&gt; 主任介護支援専門員更新研修実施機関が、愛知県の基準に合致したものの判断したものは回数として算定する。</p>	<p>修了証・履修証明書・出張命令書・復命書・カリキュラム・その他などで対象となる内容の法定外研修を受講したことが判るもの(写し)</p>

主任介護支援専門員更新研修 受講要件・提出書類一覧表

受講要件		提出書類
<p>個別要件</p> <p>※①の1～⑤の いずれか1つを 満たす必要が あります</p>	<p>個別③</p> <p>日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において演題発表等の経験がある者</p> <p>※日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等で講演・シンポジスト・研究発表・事例提供等の経験者。</p> <p>(注1) 主催者については、ブロック及び都道府県支部が行うものも含む。</p> <p>(注2) プログラム・抄集録等に受講者の氏名が記載されていれば可とする。</p> <p>(注3) テーマは介護支援専門員に関わるものとする。</p> <p>※受講算定期間は「前回更新研修受講後以降」又は「受講年度を含め受講前5年間の期間」の短い方とする。</p>	<p>様式Ⅲ 「主任介護支援専門員更新研修 受講要件個別③証明書」 (指定様式・HPからダウンロード)</p> <p>実績を証明できる書類を添付</p>
	<p>個別④</p> <p>日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー</p>	<p>認定証</p>
	<p>個別⑤</p> <p>主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</p> <p>※地域包括センターで主任介護支援専門員として従事している主任介護支援専門員で上記の個別要件①から④に該当せず、地域包括センターの業務運営に支障があって市町村長の推薦がある者</p>	<p>様式Ⅴ 「主任介護支援専門員更新研修 受講要件個別⑤証明書」 (指定様式・HPからダウンロード)</p>